

奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画に基づく主な施策の取組状況

資料3

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額(千円)	事業実施状況	予算額(千円)	
1	I (1) 蓦らしの安定のための子育て・生活支援	地域における乳児家庭への支援と健全な育成環境の確保	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施している市町村に対し補助	9,853	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施している市町村に対し補助	10,281	こども家庭課
2		地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保	養育支援訪問事業	子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している市町村に対し補助	3,690	子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している市町村に対し補助	3,290	こども家庭課
3		地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保	次世代育成支援対策推進事業	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。 (スーパーAPLに移行したことによりサーバー賃借料等が不要となり、予算計上額は0円)	—	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	—	こども・女性課
4		地域における子育て家庭への養育支援	アウトリーチ型子育て支援プログラム普及事業	・個別ケース検討会議でのファシリテーション力向上をテーマにした研修を9月に開催。 ・家庭訪問員養成研修ⅠをR6年1月に開催（目的：家庭訪問支援プログラムの内容や訪問支援のポイントを学ぶ。事例をもとに支援方法を検討する。）。	144	・支援対象者との協働による支援をテーマにした研修を10月に開催。 ・家庭訪問員養成研修をR8年2月に開催予定（目的：家庭訪問支援プログラムの内容や訪問支援のポイントを学ぶ。事例をもとに支援方法を検討する。）。 ・市町村こども家庭センター職員や児童相談所職員の支援に係る研修をR8年2月頃に開催予定。	242	こども家庭課
5		学校生活、子育て・家庭生活に関する電話教育相談		子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始は休み) 子どもと家庭テレホン相談 平日 16:30～20:00 土・日・祝 13:00～16:30 (年末年始は休み)	—			こども家庭相談センター
6		学校生活、子育て・家庭生活に関する相談	いじめ対策支援事業 生活支援アドバイザー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー6名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につながるよう取組を進めている。	442	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につながるよう取組を進めている。	1,025	教育研究所
7		ひとり親等への就労・生活支援	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が一時に介護、保育のサービスを必要とするときに「家庭生活支援員」を派遣	4,739	母子家庭等（離婚前から支援が必要な方を含む。）が一時に介護、保育のサービスを必要とするときに「家庭生活支援員」を派遣	9,082	こども家庭課
8		ひとり家庭の親への就労・生活支援	児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害等の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給。	938,503	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害等の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給。	1,018,462	こども保育課
9		ひとり家庭の親への就労・生活支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	43,519	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	54,400	こども家庭課
10		ひとり親等への就労・生活支援	ひとり親家庭住宅支援資金貸付原資造成補助金	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を実施。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会	7,200	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を実施。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会	63,254	こども家庭課
11		高校生等への修学支援	国公立の高校生等奨学給付金支給事業	低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,336人 支給要件 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 122,100円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額 147,300円 専攻科・通信制 年額 50,500円	276,531	低所得者等に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,341人 支給要件 非課税世帯等（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 全日制・定時制 年額 143,700円 通信制 年額 50,500円 専攻科 年額 50,500円を上限	290,515	学校支援課
12		高校生等への修学支援	公立高等学校等就学支援事業	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,774人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,962,200	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,122人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,920,111	学校支援課

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定			担当課
				事業実施状況		決算額 (千円)	事業実施状況		
13	I (1) 蓋らしの安定のための子育て・生活支援	高校生等への修学支援	学び直しへの支援事業	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 29人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	444	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 7人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	506	学校支援課	
14		高校生等への修学支援	修学支援奨学金の貸与	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 172人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	49,040	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 240人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	71,539	学校支援課	
15		高校生等への修学支援	育成奨学金の貸与	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 137人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	42,192	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 208人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	65,600	学校支援課	
16		生活困窮者への就労・生活支援	生活保護費事業	R6.8月末 (奈良県) (県福祉事務所) ・受給世帯数 14, 145世帯 2, 473世帯 ・受給者数 17, 859人 3, 160人 ・保護率 13. 89%	5,391,723	R7.8月末 (奈良県) (県福祉事務所) ・受給世帯数 14, 090世帯 2, 448世帯 ・受給者数 17, 634人 3, 133人 ・保護率 13. 83%	5,318,577	地域福祉課	
17		生活者としての外国人の親等への支援(外国人労働者の親等への支援)	在日外国人日本語講座開催事業	言語習慣等の違いによって生活に支障のある県内在住・在勤の「生活者としての外国人」の日本語習得を促進するため、日本語講座を開催する団体に対し事業経費の一部を補助 県内1団体に補助	1,000	R6年度をもって事業終了	—	人権・地域教育課	
18		生活者としての外国人の親等への支援(外国人労働者の親等への支援)	日本語教育体制整備事業	地域の日本語教室を核とする多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するために、市町村による地域日本語教室の新規開設、既存の市町村による地域日本語教室の充実を目的として以下の取組を実施 ○総括及び地域コーディネーターによる市町村支援 ○空白地域での新規日本語教室開設に向けた市町村への補助金交付 ○日本語教室への講師派遣 ○指導者育成研修 ○総合調整会議の開催 ○日本語学習に関する相談業務	3,274	地域の日本語教室を核とする多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するために、市町村による地域日本語教室の新規開設、既存の市町村による地域日本語教室の充実を目的として以下の取組を実施 ○総括及び地域コーディネーターによる市町村支援 ○空白地域での新規日本語教室開設に向けた市町村への補助金交付 ○日本語教室への講師派遣 ○指導者育成研修 ○総合調整会議の開催 ○日本語学習に関する相談業務	71,539	人権・地域教育課	
19		住まいの確保	県営住宅空家募集事業	県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施した。 また、県、市町村の住宅部局、県内のハローワーク、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行った。	552,048	県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施する予定。 また、県、市町村の住宅部局、県内のハローワーク、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行う。	1,058,712	住宅課	
20		住まいの確保	ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援	ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の生活の安定を図るために、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を推進した。 また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進した。	—	ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の生活の安定を図るために、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を推進する。 また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進する。	—	住宅課	
21		ひとり親等相談機能の充実	子育て・生活支援に関する各種制度の周知	ひとり親家庭に対する就業相談窓口の啓発として、就業、子育て、生活全般にかかるひとり親家庭への支援をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行し、各市町村や民生児童委員連合会、各福祉事務所等に配布するとともに、県ホームページに掲載。各市町村には、児童扶養手当申請時にあわせて対象者へ配布していくよう説明会等での働きかけを実施。	—	ひとり親家庭に対する就業相談窓口の啓発として、就業、子育て、生活全般にかかるひとり親家庭への支援をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行し、各市町村や民生児童委員連合会、各福祉事務所等に配布するとともに、県ホームページに掲載。各市町村には、児童扶養手当申請時にあわせて対象者へ配布していくよう説明会等での働きかけを実施。	—	こども家庭課	
22		就学前の家庭教育支援	地域子ども・子育て支援事業	・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助	305,273	・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助	335,331	こども・女性課	

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定			担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)		
23	I (1) 著らしの安定のための子育て・生活支援	子育て支援の充実	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 420か所)	1,058,450	放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 432か所)	1,002,341	こども保育課	
24		子育て支援の充実	放課後児童クラブ施設整備費補助事業	放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 29か所)	23,115	放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 69か所)	110,440	こども保育課	
25	I (1) 著らしの安定のための子育て・生活支援	子育て支援の充実	妊娠・出産包括支援推進事業 ※R6年度より「子育て世代包括支援センター支援事業」から事業名変更	○妊娠・出産包括支援推進会議（県） 事業を推進するにために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。 ○産科医療機関等連携会議（県・保健所） 産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図る。 産後ケア事業にかかる市町村の状況や医療機関との連携状況等の調査を実施し、進捗・課題について情報を共有、産科医療機関と市町村との連携体制の検討を行う。 ○妊娠・出産包括支援連絡会議（保健所） 市町村・医療機関・関係機関とともに協議をおこない、市町村における妊娠期から子育て期にわたるまでの支援体制整備を図る。 ○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（県・保健所） こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）・産前・産後サポート事業、産後ケア事業に従事する職員に対し、妊産婦などへの支援の質の向上を図る研修を行う。 ○市町村ヒアリング（随時） 産後ケア事業開始促進に向け、ヒアリング及び指導を実施予定としている。	299	○妊娠・出産包括支援連絡会議・産科医療機関等連携会議（保健所） 事業を推進するために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。 また産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図るとともに、産後ケア事業にかかる市町村の状況や医療機関との連携状況等の調査を実施し、進捗・課題について情報を共有、産科医療機関と市町村との連携体制の検討を行う。 ○母子保健運営協議会周産期部会（県） 妊産婦に対する妊娠早期からの支援体制の整備に必要な事項を検討する。 ○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（保健所） 市町村等の妊娠・出産包括支援事業に従事する職員に対し、妊産婦などへの支援の質の向上を図る研修を行う。 ○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（市町村母子保健担当主幹課長会議）（県） 市町村等の母子保健担当者を対象に相談対応力向上を図るため研修会・会議を開催 ○市町村ヒアリング（随時） 産後ケア事業開始促進に向け、ヒアリング及び指導を実施予定。	595	健康推進課	
26	I (2) 就労による経済的自立支援	ひとり親等への就労支援	母子家庭の母等の就業支援事業 (ひとり親家庭の親等の就業支援事業)	奈良県スマイルセンターにおいて、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会等を実施 就業支援講習会として、就業に結びつく可能性の高いパソコン講習会を実施	2,269	奈良しごとセンターにおいて、就業相談、就業支援バンク登録者に対する求人情報等の就業情報を提供	605	こども家庭課、奈良しごとセンター（R7年度～）	
27		ひとり親等への生活支援	ひとり親家庭の子育て支援事業	ひとり親の就業及び自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施	—	ひとり親の自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施	—	こども家庭課	
28		ひとり家庭の親への就労・生活支援	民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：67コース 定員：906名	427,266	多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：39コース 定員：523名	298,973	人材・雇用政策課	
29		ひとり親等への就労・生活支援	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給	96	ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給	800	こども家庭課	
30		ひとり親等への就労・生活支援	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給。	17,338	ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給。	25,670	こども家庭課	
31		ひとり親等への就労・生活支援（再掲）	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	43,519	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	54,400	こども家庭課	
32		ひとり親等への就労・生活支援	ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	こども家庭課	
33		生活困窮者への就労・生活支援	生活困窮者自立支援対策事業	「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを配置し、生活困窮者に対して、社会的経済的な自立に向けた支援を実施 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るために、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化	84,004	「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを配置し、生活困窮者に対して、社会的経済的な自立に向けた支援を実施 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るために、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化	93,298	地域福祉課	

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定			担当課
				事業実施状況	決算額(千円)	事業実施状況	予算額(千円)		
34	I (3) 養育費確保と面会交流の支援	ひとり親家庭の子育て支援事業	養育費確保等相談事業 親子交流相談事業	離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を毎月実施。引き続き、例年相談件数の比較的多い7、8、2、3月は月2回実施。 離れて暮らす親との親子交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による無料相談を毎月実施	970	離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を毎月実施。引き続き、例年相談件数の比較的多い7、8、2、3月は月2回実施。 離れて暮らす親との親子交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による無料相談を毎月実施	970	こども家庭課	
35		ひとり親家庭の子育て支援事業	親支援講座事業	離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法や離婚後の家計等について、専門家や相談員とともに考えるセミナーを実施	82	離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法や離婚後の家計等について、専門家や相談員とともに考えるセミナーを実施	82	こども家庭課	
36	II (1) 多様な主体による子どもの学びの機会の提供	ひとり親家庭の子どもへの学習支援	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子どもに対する学習支援や食事の提供支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	5,684	ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子どもに対する学習支援や食事の提供支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	24,102	こども家庭課	
37		生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,061	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,058	地域福祉課	
38		地域による体験学習の提供/地域による学習支援・体験活動の提供・ロールモデルの掲示	学校・地域パートナーシップ事業	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、231箇所で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	41,555	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、233箇所で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	49,371	人権・地域教育課	
39		幼児教育の質の向上/課題の研究等による幼児教育の振興	就学前教育プログラム普及啓発実践事業	・奈良っ子はぐくみワークブック「ひとたね」を活用した研修等の実施 ・「はばたくなら」実践事例集の作成 ・就学前教育職員研修会の開催	33	・奈良っ子はぐくみワークブック「ひとたね」を活用した研修等の実施 ・就学前教育職員研修会の開催	39	こども保育課	
40		要保護児童生徒援助費補助事業	要保護児童生徒援助費補助事業	経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 実施市町村数：23市町村　対象人数：186人	—	経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 実施市町村数：24市町村　対象人数：210人		高校教育課	
41		特別支援教育就学奨励事業	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 【市町村分】 実施市町村数：34市町村　対象人数：3,209人 【県分】 対象学校数：10校　対象人数：1,446人	146,554 ※県立学校分のみ	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 【市町村分】 実施市町村数：34市町村　対象人数：3,950人 【県分】 対象学校数：10校　対象人数：1,537人	168,339 ※県立学校分のみ	高校教育課	
42		被災児童生徒就学等支援事業	被災児童生徒就学等支援事業	東日本大震災又はその他の大規模災害により被災し経済的理由により就園就学が困難となった幼児児童生徒の教育機会の確保に資するため、市町村が援助を行った場合、その一部の経費を補助する。 実施市町村数：1市　対象人数：2人	99	東日本大震災又はその他の大規模災害により被災し経済的理由により就園就学が困難となった幼児児童生徒の教育機会の確保に資するため、市町村が援助を行った場合、その一部の経費を補助する。 実施市町村数：1市　対象人数：1人	19	高校教育課	
43	II (2) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実	スクールカウンセラーの配置	心の教育推進事業 スクールカウンセラー県立学校全校配置事業 スクールカウンセラー活用事業 スクールカウンセラー県立学校全校配置事業	不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内全義務教育学校（9校）、公立小学校（77校）、県内全公立中学校（92校）、及び全県立高等学校（29校）にスクールカウンセラーを配置し、特別支援学校（10校）には巡回配置を行っている。配置のない小学校へは、中学校区のスクールカウンセラーが対応するとともに、児童生徒見守り会議参加のための配置も行っている。	215	不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内全義務教育学校（9校）、県内全公立小学校（178校）、県内全公立中学校（94校）、全県立高等学校（29校）及び全特別支援学校（10校）にスクールカウンセラーを配置している。児童生徒見守り会議にもスクールカウンセラーが参画している。	646	教育研究所	
44		自殺予防の相談窓口	児童生徒の自殺対策事業 メール相談窓口の設置事業	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員2名が生徒から寄せられた相談に対応している。	128	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員2名が生徒から寄せられた相談に対応している。	207	教育研究所	
45		いじめの未然防止等	児童生徒のいじめ相談員配置事業	児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内につくり出し、学校の生徒指導体制を充実・強化するため、小学校20校に児童相談員を配置している。	人件費のみ	児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内につくり出し、学校の生徒指導体制を充実・強化するため、小学校20校に児童相談員を配置している。	人件費のみ	教育研究所	

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額(千円)	事業実施状況	予算額(千円)	
46	II (2) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実	24時間子供SOSダイヤル	電話教育相談事業	電話相談窓口「あすなろダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応している。平日9時～17時の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応している。	900	電話相談窓口「あすなろダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応している。平日9時～17時の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応している。	900	教育研究所
49		SNS相談窓口	SNS相談窓口設置事業	中・高校生対象のLINE相談窓口を委託により開設し、学校生活や家庭生活、友人関係など若者がもつ様々な悩みに対し、双方向による即時的な相談に対応する。 相談期間は令和6年5月1日～令和7年3月31日のうち、基本相談日（月・水・金・日）及び集中相談期間（長期休業明け前後）の178日である。 相談期間外は、SNSの機能を活用し、メール相談や電話教育相談への誘導や心理士から定期的に情報発信を行い、相談者への心理支援を行っている。	7,786	中・高校生対象のLINE相談窓口を委託により開設し、学校生活や家庭生活、友人関係など若者がもつ様々な悩みに対し、双方向による即時的な相談に対応する。 相談期間は令和7年4月4日～令和8年3月27日のうち、土曜日及び、8月13日～15日、12月29日～1月3日の期間を除き実施している。 メール相談や電話教育相談への誘導を行ったり、教育研究所の心理士からの心理支援情報の発信を行ったりしている。	7,790	教育研究所
48		ひきこもり相談・支援	ひきこもり相談・支援事業	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年3回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	16,460	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年3回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	19,692	教育振興課
49		ひきこもり相談・支援	地域若者サポートステーション強化事業	若年無業者等の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事業者に委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託し、サボステ事業を強化 (地域若者サポートステーション：県内2箇所) 臨床心理士相談件数：123件 就職決定者数：81名（R6.10末時点）	2,922	若年無業者等の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事業者に委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託し、サボステ事業を強化 (地域若者サポートステーション：県内2箇所) 臨床心理士相談件数：108件 就職決定者数：93名（R7.10末時点）	2,922	人材・雇用政策課
50		ひきこもり相談・支援	若年就職困難者職場実習等サポート事業 (旧：中間的就労サポート事業)	働くことに不安を抱える若年無業者等に対して、就労経験を積むための「職場実習の場」を提供し、働く感覚を身につけるとともに社会人として必要なスキル向上や就労意欲の醸成を図ることで職業的自立を促す。 セミナー参加者数：12名 職場実習参加者数：5名（R6.10末時点）	7,886	働くことに不安を抱える若年無業者等に対して、就労経験を積むための「職場実習の場」を提供し、働く感覚を身につけるとともに社会人として必要なスキル向上や就労意欲の醸成を図ることで職業的自立を促す。 セミナー参加者数：14名 職場実習参加者数：9名（R7.10末時点）	5,990	人材・雇用政策課
51		生活保護世帯等の子どもへの学習・生活支援（再掲）	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,061	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,058	地域福祉課	
52		子どもの状況把握・共有	学校と放課後児童クラブの連携促進	奈良県放課後児童対策推進委員会では、放課後児童対策に関して優れた識見を有する学識経験者（生涯学習）のほか、現状を把握している市町村の放課後児童クラブを所管する福祉部局や放課後子ども教室を所管する教育委員会からも参画いただき、学校と放課後児童クラブの連携促進に向けた意見交換を実施。	55	奈良県放課後児童対策推進委員会では、放課後児童対策に関して優れた識見を有する学識経験者（生涯学習）のほか、現状を把握している市町村の放課後児童クラブを所管する福祉部局や放課後子ども教室を所管する教育委員会からも参画いただき、学校と放課後児童クラブの連携促進に向けた意見交換を実施。	55	こども保育課
53		ヤングケアラーへの相談・支援	ヤングケアラー支援事業	・ヤングケアラー支援者研修動画（R5作成）の関係機関への周知 ・第1回ヤングケアラー支援者養成研修会 基礎編を9月に開催 ・第2回ヤングケアラー支援者養成研修会 開催編を11月に開催	93	・ヤングケアラー支援者研修動画（R5作成）の関係機関への周知 ・ヤングケアラー支援に関する実態調査の実施（7月～9月） ・ヤングケアラー・コーディネーターによるヤングケアラー相談窓口（LINE・電話）の開設（R7.7.1～）【委託先：一般社団法人奈良県社会福祉士会】 ・ヤングケアラー・コーディネーターによる実態調査の事業所へのヒアリング実施（8月から順次） ・ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会の開催（年3回 基礎編：9月、応用編：11月、こども食堂・民生委員・児童委員向け研修会：12月）【委託先：一般社団法人奈良県社会福祉士会】	11,000	こども家庭課
54	II (3) 高等教育の希望をかなえるための支援	高校生等への修学支援	私立高等学校等就学支援事業	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給	3,176,508	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給	3,666,274	教育振興課
55		高校生等への修学支援	私立高等学校授業料等軽減補助金	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料軽減を行った学校法人に対し補助	1,146,723	こどもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援する。	1,232,857	教育振興課
56		高校生等への修学支援	学び直しへの支援事業（私立学校）	再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援	3,218	再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援	16,301	教育振興課
57		高校生等への修学支援	私立学校奨学のための給付金支給事業	すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給	165,002	すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給	158,681	教育振興課
58		高校生等への修学支援	私立小中学校等授業料減免事業補助金	解雇・倒産等による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助	1,386	解雇・倒産等による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助	2,352	教育振興課

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額(千円)	事業実施状況	予算額(千円)	
59	Ⅱ(3) 高等教育の希望をかなえるための支援	高校生等への修学支援（再掲）	公立高等学校等就学支援事業（再掲）	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,774人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36ヶ月分を上限 定時制 月額2,700円の48ヶ月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,962,200	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,122人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36ヶ月分を上限 定時制 月額2,700円の48ヶ月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,920,111	学校支援課
60		高校生等への修学支援（再掲）	国公立の高校生等奨学給付金支給事業（再掲）	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,774人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36ヶ月分を上限 定時制 月額2,700円の48ヶ月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,962,200	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,122人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36ヶ月分を上限 定時制 月額2,700円の48ヶ月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,920,111	学校支援課
61		高校生等への修学支援（再掲）	修学支援奨学金の貸与（再掲）	低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,336人 支給要件 非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 第1子の高校生等がいる世帯 年額 122,100円 15才以上23才未満の兄弟姉妹がいる世帯 年額 147,300円 専攻科・通信制 年額 50,500円	276,531	低所得者等に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 2,341人 支給要件 非課税世帯等（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 全日制・定時制 年額 143,700円 通信制 年額 50,500円 専攻科 年額 50,500円を上限	290,515	学校支援課
62		高校生等への修学支援（再掲）	育成奨学金の貸与（再掲）	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 172人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	49,040	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 240人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	71,539	学校支援課
63		児童養護施設の退所児童の自立支援	児童養護施設等退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	こども家庭課
64		中途退学者等への支援	学び直しへの支援事業（再掲）	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 29人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者のうち経済的負担を軽減する必要があると認められる者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	444	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 7人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	506	学校支援課
65		中途退学者等への支援	ひきこもり相談・支援事業（再掲）	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年3回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	16,460	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年3回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	19,692	教育振興課
66		中途退学者等への支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親、またはこの子どもで、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に、受講費用の一部を支給	300	ひとり親家庭の親、またはこの子どもで、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に、受講費用の一部を支給	300	こども家庭課

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額(千円)	事業実施状況	予算額(千円)	
67	Ⅲ(1) 身近な親子を日常的にあたたかく見守る機運の醸成と人づくり	地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	次世代育成支援対策推進事業	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。(スマートフォンアプリに移行したことによりサークル賃借料等が不要となり、予算計上額は0円)	0	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	0	こども・女性課
68		地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	地域子ども・子育て支援事業	・ファミリー・サポート・センター事業 子育ての相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業を運営する市町村に対し補助	14,590	・ファミリー・サポート・センター事業 子育ての相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業を運営する市町村に対し補助	15,520	こども・女性課
69		社会的養護にかかる家庭的養護の推進	う触ハイリスク児童保健指導事業	一時保護児童を対象に、ブラッシング指導を中心とした歯科口腔保健指導を、令和6年5月16日、8月22日、9月14日、11月21日、令和7年1月16日、3月6日に延べ56名に実施。	257	一時保護児童を対象に、ブラッシング指導を中心とした歯科口腔保健指導を、令和7年5月15日、7月17日、9月18日に延べ34名に実施。また、令和7年11月20日、令和8年1月15日、3月19日にも指導実施予定。	315	中央こども家庭相談センター
70		社会的養護にかかる家庭的養護の推進	里親支援事業	里親賠償責任保険料を県が負担	432	里親賠償責任保険料を県が負担	409	こども家庭課
71		社会的養護で暮らす子どもたちへの権利保障と自立支援	児童養護施設等キャリアアップ事業	児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修を実施	400	児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修を実施	400	こども家庭課
72		緊急一時保護		家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施	16,292	家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施	30,121	中央こども家庭相談センター
73	Ⅲ(2) 地域における多様なこどものはぐくみ活動の促進	「こども食堂」への支援	奈良こども食堂サポート事業	「こども食堂」が地域に根付いた活動として継続出来るよう市町村、学校、企業等の地域の協力者を増やすとともに、小学校区ない地域に対して「こども食堂」の設置を働きかけるため、コーディネーターを1名増員し、2名で、以下の取り組みを実施 ①こども食堂開設支援事業 こども食堂の立ち上げに向けた具体的なノウハウ等を伝える ②こども食堂継続支援事業 こども食堂運営者に対し、課題解決の助言を行うとともに支援情報等を提供 ③こども食堂拡充事業 市町村、市町村社協等の連携体制を構築支援するとともに、協力企業や団体の発掘を行う ④未利用食品活用推進事業 フードバンク活動団体と連携し、こども食堂に安定的に未利用食品が届くよう定期的な連絡・調整を行う ⑤地域ネットワークづくり促進事業 令和3年度「こども食堂等による地域づくり推進事業」において支援を実施している市町村での「子ども支援ネットワーク」構築の気運をさらに醸成するため、必要なサポートを継続して行う ⑥こども食堂認証制度事業 こども食堂を安全に始める、安心して続けることを応援するために導入する「安心・安全こども食堂認証制度」において、認証項目についての助言及び制度の広報周知を行う	9,207	「こども食堂」が地域に根付いた活動として継続出来るよう市町村、学校、企業等の地域の協力者を増やすとともに、小学校区ない地域に対して「こども食堂」の設置を働きかけるため、コーディネーターを1名増員し、2名で、以下の取り組みを実施 ①こども食堂開設支援事業 こども食堂の立ち上げに向けた具体的なノウハウ等を伝える ②こども食堂継続支援事業 こども食堂運営者に対し、課題解決の助言を行うとともに支援情報等を提供 ③こども食堂拡充事業 市町村、市町村社協等の連携体制を構築支援するとともに、協力企業や団体の発掘を行う ④未利用食品活用推進事業 フードバンク活動団体と連携し、こども食堂に安定的に未利用食品が届くよう定期的な連絡・調整を行う ⑤地域ネットワークづくり促進事業 令和3年度「こども食堂等による地域づくり推進事業」において支援を実施している市町村での「子ども支援ネットワーク」構築の気運をさらに醸成するため、必要なサポートを継続して行う ⑥こども食堂認証制度事業 こども食堂を安全に始める、安心して続けることを応援するために導入する「安心・安全こども食堂認証制度」において、認証項目についての助言及び制度の広報周知を行う	9,207	こども家庭課
74		「こども食堂」への支援	「こども食堂」等による地域づくり推進事業	地域が生活困窮世帯やひとり親世帯を支える「子どもへのやさしさあふれる地域づくり」を推進するため、「こども食堂」をはじめ、行政や市町村社協等、地域の多様な人が関わる市町村域以下の単位での意見交換会を行なう	84	市町村が行う行政や市町村社協等、地域の多様な人が関わる市町村域以下の単位での意見交換会に、こども食堂コーディネーターと共に参加している。	0	こども家庭課
75		「こども食堂」への支援	【新】こども食堂スタートアップ事業			こども食堂の活動を広げる事業として、企業版ふるさと納税寄付金を活用し、新たにこども食堂を始める個人・団体に対しての開設支援を行う。特にこども食堂が未設置の小学校区での開設支援を重点的に行なう。	4,268	こども家庭課
76		「こども食堂」への支援	「こども食堂」はぐくみ活動支援事業	こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供することなどはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援する こども食堂が独自に設定する利用者の利用料の無料期間（最大12か月）において、食事提供や、季節行事イベント開催を行うために要した経費を補助	12,448	こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供することなどはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援する こども食堂が独自に設定する利用者の利用料の無料期間（最大10か月）において、食事提供や、季節行事イベント開催を行うために要した経費を補助	17,280	こども家庭課
77		「こども食堂」への支援	こども食堂認証制度事業	親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、衛生面等の最低限の安全を確保する「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」を創設し、「こども食堂」の立ち上げと継続運営を支援する	319	親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、衛生面等の最低限の安全を確保する「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」を創設し、「こども食堂」の立ち上げと継続運営を支援する	602	こども家庭課
78		子どもの学習支援活動促進	子どもの生活・学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対する学習支援や食事の提供支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	5,684	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対する学習支援や食事の提供支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	24,102	こども家庭課
79		子どもの学習支援活動促進	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業（再掲）	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,061	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,058	地域福祉課

No	推進施策	取組名	事業名	R6年度事業実施状況		R7年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額(千円)	事業実施状況	予算額(千円)	
80	III(2) 地域における多様なこどものはぐくみ活動の促進	放課後子ども教室	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、231箇所で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	41,555	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、233箇所で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	49,371	人権・地域教育課
81		児童養護施設の退所児童の居場所づくり	子どもの「自立」サポート事業	児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援を実施 委託先：NPO法人おかげり	9,845	児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援を実施 委託先：NPO法人おかげり	11,038	こども家庭課
82	IV(1) 市町村における計画的な施策推進の支援	市町村計画策定支援	市町村計画策定に向けたサポート	市町村が行うひとり親家庭等の実態調査や子どもの貧困対策計画策定にかかる費用を負担する、こども家庭庁の「地域子供の未来応援交付金」の活用を行うよう、市町村への周知を行う。	—	市町村が行うひとり親家庭等の実態調査や子どもの貧困対策計画策定について、市町村への助言・サポートを実施。	—	こども家庭課
83	IV(2) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり	市町村子ども家庭総合支援拠点	「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置推進事業					こども・女性課
84		【新】市町村こども家庭センター	【新】市町村こども家庭センター設置支援事業	こども家庭センター設置に向けた、市町村向けの研修会及び相談支援を実施	258	こども家庭センター設置に向けた、市町村向けの研修会及び相談支援を実施	749	こども・女性課
85		スクールソーシャルワーカーの派遣	いじめ対策支援事業 生活支援アドバイザー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業（再掲）	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー6名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につながるよう取組を進めている。	442	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につながるよう取組を進めている。	1,025	教育研究所
86		放課後児童クラブ	放課後子ども総合プラン推進事業	・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催（R7.2） ・放課後児童支援員認定資格研修の実施 (R6.11月～R7.1月)	1,693	・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催（R7.12） ・放課後児童支援員認定資格研修の実施 (R7.11月～R8.1月)	1,701	こども保育課
87		保育所・放課後児童クラブ等の対応力向上		放課後児童支援員資質向上研修の実施（年4回）	134	放課後児童支援員資質向上研修の実施（年5回）	274	こども保育課
88		要保護児童対策地域協議会の活用	市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実）	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR6年12月17日に開催。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を11月12日、11月14日に実施し、実務レベルでの連携推進。	35	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR7年12月17日に開催。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を10月7日、11月20日に実施し、実務レベルでの連携推進。	48	こども家庭課
89		地域による体験学習の提供/地域による学習支援や体験学習の提供・居場所づくり	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、231箇所で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び学校や家庭ではない放課後等の「第3の学びの場」の創造	41,555	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合、233箇所で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	49,371	人権・地域教育課
90	IV(3) あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進	「ひとり親コンシェルジュ」制度の創設	ひとり親家庭就労自立サポート事業	奈良県スマイルセンターにおいて、ひとり親コンシェルジュを配置し、從来から実施しているハローワークや市町村と連携した出張相談に加え、児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村に出向き、また、相談者の希望に応じて個別訪問を行い、積極的にひとり親の困りごとをきめ細かく把握し必要な支援につなげる。 また、支援後のアフターフォローを行うなど支援の充実を図る。	17	奈良県スマイルセンターにおいて、ひとり親コンシェルジュを配置し、從来から実施している市町村と連携した出張相談に加え、児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村に出向き、また、相談者の希望に応じて個別訪問を行い、積極的にひとり親の困りごとをきめ細かく把握し必要な支援につなげる。 また、支援後のアフターフォローを行うなど支援の充実を図る。	507	こども家庭課
91	IV(4) 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり	要保護児童対策地域協議会の活用（再掲）	市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実）（再掲）	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR6年12月17日に開催。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を11月12日、11月14日に実施し、実務レベルでの連携推進。	35	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR7年12月17日に開催。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を10月7日、11月20日に実施し、実務レベルでの連携推進。	48	こども家庭課